

水道のはなし

Vol. 4 ～検針・漏水編～

水道メーター検針にご協力をお願いします

市では、検針を2カ月ごと（偶数月）に行います。原則として、18日～30日の間に検針員がお伺いします。検針がしやすいように、以下のとおりメーターボックスの管理にご協力をお願いします。

- メーターボックスの上に物などを置かないでください。
- メーターボックスの中はゴミや土などを取り除き、いつもきれいにしておいてください。
- 飼い犬は、出入口やメーターボックスから離してつないでください。

また、水道メーターは計量法により有効期限が8年間と定められています。そのため、交換の対象となる水道メーターをご使用の方には通知を郵送しています。通知が届いた際には、交換作業の実施にご協力をお願いします。※水道メーターの交換費用について個人に負担を求めることはありません。

検針について詳しく知りたい場合は、**水道料金お客様センター（☎52-6100）**までお問い合わせください。

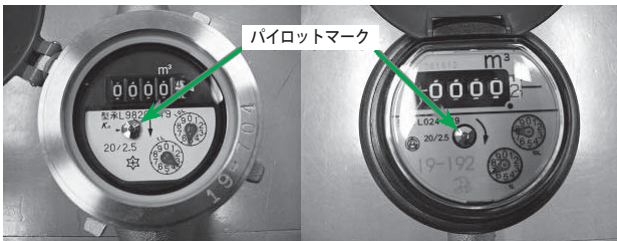
よろしくおねがいします



漏水の疑いがあるときは

検針時に異常な数値（前回の水量より約1.5倍の値）が出たときは、検針票（上下水道使用量のお知らせ）内に「漏水の疑いがあります」などのメッセージが記載されます。

また、日頃から漏水の有無の確認を自分で行うことができます。「最近水量が多いな」と感じたときは右記を参考に調べてみてください。



■漏水の調べ方

- ①屋内外の水道の蛇口をすべて閉めます。その際、洗濯機やトイレ、食器洗浄機などが稼働していないか確認してください。
- ②水道メーターのパイロットを確認してください。パイロットが回っているときは漏水の可能性がありますので、早めに市の指定給水装置工事事業者※に修理の依頼をしてください。※市内の工事事業者は本紙22ページに一覧表があります。また、市外も含めたすべての工事事業者は、市のホームページから検索することができます。

漏水による水量の増加を防ぐために、定期的に調べることをおすすめします。

■水道水の漏水による水道料金などの減免

漏水していることを知った日から120日までに修理をした場合は、修理後30日以内の期間に水道料金などの減免申請をすることができます。

ただし、減免の対象となるのは右の2つの条件両方に該当する場合のみです。

- ① 地中、壁中など通常見えない部分の給水装置の漏水または災害による給水装置の漏水
- ② 市の指定給水装置工事事業者へ工事を依頼して修理をした場合

蛇口や水洗トイレ、貯水槽、給湯器などが壊れて漏水しているときは、減免の対象にならないんだね。



Q1：給水装置ってなに？

A1：市の施設である配水管から分岐して設けられた給水管やそれに繋がっている給水用具のことだよ。

Q2：指定給水装置工事事業者って？？

A2：市から「給水装置工事を適正に施工することができる」と認められ、指定を受けている業者さんのことだよ。業者さんの一覧はホームページを見てね。

◎漏水による減免申請について詳しく知りたい場合は、市のホームページをご覧ください。上下水道課までお問い合わせください。

問 谷和原庁舎上下水道課 ☎58-2111（内線5311）